

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、手数料に関する書面及び目論見書の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

頭川証券株式会社（以下当社といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や口座にお預けいただく場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、その内容をご確認いただくため、当社から取引報告書がお客様に交付されます。

当社の概要

商 号 等	頭川証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第8号
本店所在地	〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1		
加 入 協 会	日本証券業協会		
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人	証券・金融商品あっせん相談センター	
資 本 金	1億7千5百万5百円（2022年3月31日現在）		
主 な 事 業	金融商品取引業		
設 立 年 月	1944年7月		
連 絡 先	当社管理部又はお取引のある営業店にご連絡ください。		

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

連絡窓口：管理部

住 所：〒933-0928 富山県高岡市守山町5-1

電話番号：0766-22-1938

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

手数料に関する書面（目論見書補完書面）

ファンドの名称：日本インデックスオープン 225

運 用 ・ 設 定：岡三アセットマネジメント株式会社

当 社 購 入 単 位：1 万口以上 1 万口単位

手数料等の概要

お客様には、以下の費用をご負担いただきます。

【購入時】

	手数料率 (消費税込)	手数料率 (消費税抜)
購入時手数料：一律・・・・・・・・・・・・・・・・	1.10%	/ 1.0%

弊社における購入時手数料は、買付金額（申込口数×申込受付日の基準価額）に、手数料率（上記参照）を乗じて次のように計算します。

$$\text{購入時手数料} = \text{申込口数} \times \text{基準価額} \times \text{手数料率}$$

たとえば、1 万口当たりの基準価額が 10,000 円のときに 100 万口を購入される場合は、
 購入時手数料＝100 万口×（10,000÷10,000）×1.10%（税抜 1.0%）＝11,000 円となり、
 合計 1,011,000 円をお支払いいただくことになります。

【換金（解約）時】

換金（解約）手数料：ありません

信 託 財 産 留 保 額：ありません

【信託財産で間接的にご負担いただく（ファンドから支払われる）費用】

信 託 報 酬：純資産総額×年率 0.66%（税抜 0.60%）

その他費用：監査費用：純資産総額×年率 0.0055%（税抜 0.005%）

有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。

※その他費用（監査費用以外）につきましては、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

以 上